資料No.3-5 【一部改訂・再配布】

労働安全衛生法令における化学物質関係規制の概要

強

規制の強さ

化学物質リスクアセスメントと結果に基づく措置（法28条の2）

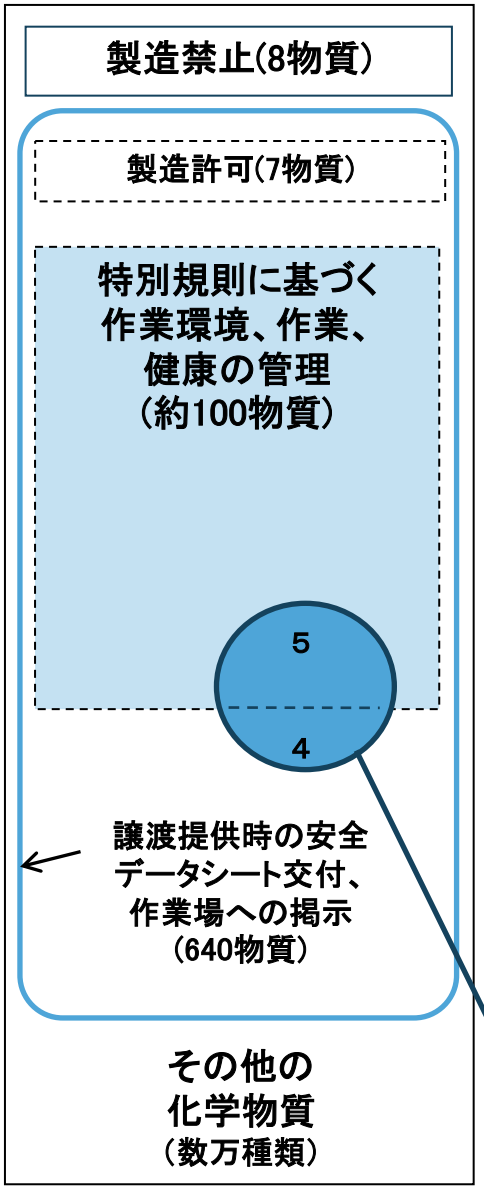

重度の健康障害が生じることが明らかで、かつ、
それを防ぐ十分な方法がない化学物質 （石綿等）

重度の健康障害を生ずるおそれがある化学物質(PCB、ベリリウム等)

鉛中毒予防規則、有機溶剤中毒予防規則、
特定化学物質障害予防規則に基づく措置

発散抑制・・・設備の密閉化又は局所排気装置の設置
管理濃度・・・作業環境中の有害物質の濃度基準
作業環境測定・・・屋内作業場における空気中濃度の測定（6か月以内毎）、結果に応じた設備改善等
保護具・・・臨時作業、異常時等のための保護具の備付け
健康診断・・・特殊健康診断（6か月以内毎）、医師からの意見聴取
管理体制・・・作業主任者の選任（労働者の指揮、装置の点検、保護具着用の監視等）

（注） 作業環境測定の結果、第3管理区分に評価されたときは、設備の改善等により第1管理区分、第2管理区分になるようにしなければならない。

*以上の結果、第1管理区分、第2管理区分に評価された作業場では、男女労働者を呼吸用保護具なしで就業させることができる。

労働基準法の母性保護規定
9物質について、規制濃度以上となる作業場での女性労働者の就業が禁止されている